

## 基本評価における主な課題と対応の方向性（案）

参考資料 1

条例	現状	課題	対応の方向性
<b>第2章 政策評価に関する基本方針（①評価の対象）</b>			
<b>第4条</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27年度の「見直しの方向性」を踏まえ、総合計画の政策体系に沿った施策の推進に力点を置き、事務事業との一体的な評価を実施</li> <li>・ 昨年度より、総合計画の「政策の方向性」に基づく53小項目を単位とする新たな公表様式「総合計画施策推進状況」を作成・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策評価と総合計画との関係性をより明瞭にすることが必要</li> <li>・ 関連政策を総合的に点検・評価できる仕組みの構築が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合計画の「政策の柱」21中項目に基づく評価の実施を検討</li> </ul>
<b>第3章 一次政策評価（②成果指標の考え方） 第4章 二次政策評価（③事務事業評価の実施方法）</b>			
<b>第5条 ～ 第7条</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策（105施策）ごとに、各部局において指標を設定（現387指標）</li> <li>・ 設定に当たっては、アウトカム指標を原則とし、必要に応じてアウトプット指標を追加</li> <li>・ 総合計画の指標（73指標）は全て施策と関連付け、重点戦略計画として位置付けている創生総合戦略や強靱化計画のKPIなどを適宜、設定している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策には成果指標（アウトカム指標）のほか、活動指標（アウトプット指標）が数多く設定されているが施策の進捗状況と関係性が低い指標が見受けられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合計画の見直しに合わせて現在の指標を精査し、統一化と数の適正化を図る</li> <li>・ 成果指標（アウトカム指標）を基本とし、設定が困難な場合は、時限的に施策目標達成の寄与度の高い活動指標（アウトプット指標）を設定</li> </ul>
<b>第8条 ～ 第10条</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近3カ年は、評価業務の負担軽減のため、施策の成果指標等に課題があり、改善等を要する事務事業に重点化して評価を行い、次年度に向けた方向性を付与している</li> <li>・ 執行体制の見直しや関与団体の自立化推進、国への財源措置拡充等の要望により道費負担等の縮減検討を要するもので、長期にわたり同様の意見が付されている(前年度二次評価意見に係る取組が不足しているものや、行財政運営方針の推進事項、その他必要な事項について課題が認められる事務事業に対し意見を付与)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの事務事業は一次評価のみであり、全庁的な視点による点検・評価が行われていない</li> <li>・ 数年にわたって同様の意見を付与されている事務事業がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数年毎に全ての事務事業の評価を実施することを検討</li> <li>・ 課題解決に向けた手法の検討とあわせて、二次評価の考え方について見直しを行う</li> </ul>

条例	現状	課題	対応の方向性
<b>第5章 道民参加の推進（④道民参加の方法）</b>			
第11条 ～ 第12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、全ての施策(105施策)について評価調書を作成(1施策当たり平均12ページ)</li> <li>・評価調書により、ほぼ全ての内容を網羅できるようになっている</li> <li>・毎年度、政策評価の結果を公表後、道民意見募集を実施(1月～2月頃)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価と総合計画との関係性をより明瞭にすることが必要</li> <li>・関連政策を総合的に点検・評価できる仕組みの構築が必要</li> <li>・他都府県と比べ評価調書のボリュームが膨大である(平均12P)</li> <li>・記載内容について分かりやすい表現を工夫する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画の「政策の柱」21中項目による評価の実施を検討</li> <li>・評価調書の大幅な簡素化と合わせて、道民向けの分かりやすい評価調書を引き続き作成する</li> <li>・道民意見募集を引き続き実施するとともに、総合計画の出前講座で評価の取組を紹介するなど、様々な手法を用い、より積極的な情報発信に努める</li> </ul>
<b>第6章 政策評価委員会（⑤外部評価の活用方法）</b>			
第13条 ～ 第15条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価委員会では、毎年度の基本方針や議会に提出する政策評価の結果に関することを審議</li> <li>・近年の基本評価等専門委員会では、評価のプロセス、成果指標の適切性、道民への公表方法等を中心に審議いただき、意見を踏まえて評価手法や評価調書の様式等の改善を図ってきた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価の対象が運用や制度論が中心となっており評価委員の知見の更なる活用が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策の単位による評価の実施に当たり、各委員による担当部局へのヒアリングや必要に応じて現地調査等を行うことを検討</li> </ul>
<b>その他（⑥その他（評価事務の負担軽減））</b>			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、全ての施策(105施策)について評価調書を作成(1施策当たり平均12ページ)</li> <li>・評価調書により、ほぼ全ての内容を網羅できるようになっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都府県と比較して、評価対象の施策や事務事業が多く、評価調書のボリュームも膨大となっており、業務の負担となっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価調書の大幅な簡素化を図るとともに担当部局への評価委員会によるヒアリング等により、不足した情報を補完する</li> </ul>